

業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	財政局財政部資産経営課
件名	ソニックシティ内広場及びバスバース施設維持管理業務
履行場所	さいたま市大宮区桜木町1-7-1外
契約締結日	令和5年3月28日
契約の相手方名	大宮ソニックシティ株式会社
契約金額	23,002,613円
随意契約によること とした理由	<p>ソニックシティビル管理規約では、ソニックシティビル及び敷地内の歩行者デッキについては「大宮 ソニックシティ株式会社」を管理者としている。</p> <p>設備管理について、ソニックシティの敷地は一体的に整備していることから、設備はソニックシティと共用するものが多くある。</p> <p>清掃について、対象の「広場エリア」及び「バスバースエリア」上部に歩行者デッキがあることから、デッキの管理状況により大きく影響を受ける。清掃管理業者が異なると汚れの原因に関するトラブルが生じることとなる。</p> <p>植栽管理について、樹木や植え込みは「県所有する敷地」と「市所有する敷地」の区別なく一体的に整備している。植栽管理を別にした場合、ビルの敷地としての一体性が失われるとともに、越境している枝や草の管理、土壌や水やり等の育成管理、落ち葉など管理が難しくなる。</p> <p>防災警備について、利用者の安全確保のため不審者対応は敷地全体で対応する必要がある。</p> <p>以上のことから、一体的に維持管理をしなければ業務上支障が生じるため、ソニックシティビル及び歩行者デッキの管理者である「大宮ソニックシティ株式会社」を指名業者として、随意契約により契約を締結した。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p>

業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	財政局財政部資産経営課
件名	さいたま市公共施設マネジメントシステム運用保守業務
履行場所	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 外
契約締結日	令和5年3月31日
契約の相手方名	富士通Japan株式会社 埼玉支社
契約金額	8,690,000円
随意契約によること とした理由	<p>本業務は、公共施設マネジメントシステムの安定稼働を確保し、各業務システムのサービスレベルの低下を防ぐことを目的としている。障害に伴う復旧作業、本システムに係る質問回答や軽微なシステム修正、ウィルス対策や脆弱性の検査等の対応を行うものであることから、本システムの著作権を有したシステム開発者から業務を継承した事業者しかできない業務である。</p> <p>そのため、受託業者を選定するにあたっては、その性質又は目的が競争入札に適しないものに該当することから、随意契約の方法によることとした。</p> <p>契約の相手方は、業務の性質上、他の業者に依頼した場合、業務に著しい支障が生じる恐れがあることから、当該システムの開発業者から業務を継承した事業者と随意契約により契約を締結した。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p>

業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	財政局財政部庁舎管理課
件名	さいたま市本庁舎本館及び別館エレベーター設備保守業務
履行場所	さいたま市浦和区常盤6-4-4
契約締結日	令和5年3月31日
契約の相手方名	株式会社日立ビルシステム 関東支社
契約金額	7,260,000円
随意契約によること とした理由	<p>本業務は、本庁舎本館及び別館に設置する7基のエレベーター設備の定期点検及びメンテナンスを行う保守業務である。</p> <p>本業務の実施にあたっては、設備の部品がメーカー独自のものであるため、緊急時に迅速な部品調達が可能であることと、メーカー内にある情報センターにおいて毎日24時間体制で実施している設備のリモートメンテナンスが可能であることが前提となる。その両者が可能である業者は、設置業者である株式会社日立ビルシステム関東支社のみであることから、当該業者と随意契約により契約を締結した。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p>

業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	財政局財政部庁舎管理課
件名	さいたま市本庁舎無停電設備定期点検保守業務
履行場所	さいたま市浦和区常盤6-4-4
契約締結日	令和5年3月31日
契約の相手方名	株式会社シンワ
契約金額	2,197,800円
随意契約によること とした理由	<p>本業務は、本庁舎内に設置している非常用発電装置(無停電機器)の保守・点検を行う業務である。</p> <p>本庁舎内の無停電機器であるニイガタ製(新潟原動機株式会社)ガスタービンには設置から年数が経過し老朽化しているため、点検等に関しては専門的技術が必要となるが、メーカー指定代理店として関東で唯一指定を受けているのが当該業者であるため、随意契約により契約を締結した。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p>

業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	財政局財政部庁舎管理課
件名	さいたま市本庁舎自動ドア保守業務
履行場所	さいたま市浦和区常盤6-4-4
契約締結日	令和5年3月31日
契約の相手方名	ナブコシステム株式会社 北関東支店
契約金額	1,595,000円
随意契約によること とした理由	<p>本業務は、本館・別館・第二別館・サロン棟等に設置されている自動ドアの保守を行う業務である。</p> <p>本庁舎の自動ドアは、庁内の出入り口扉として不特定多数の来庁者が見込まれ、安全対策面と防犯対策面の両面において不備があってはならない重要な設備であり、故障時の部品調達から復旧まで迅速な対応が不可欠となる。</p> <p>そのため、本庁舎の自動ドアについては、開閉回数の自動記録装置を設置しており、開閉回数の規定回数超過による経年劣化に係る判断基準としているが、当該装置は設置業者でなければ使用できないものであり、その他の業者では開閉回数を把握できないことから故障時の復旧に時間を要してしまう恐れがある。また、当該業者以外の業者では、故障時の復旧に不可欠な部品の調達に時間がかかり、故障箇所が長期間通行できなくなる恐れがある。</p> <p>以上の理由から、本庁舎に設置する自動ドアの履歴を含め、自動記録装置を含む機器本体を熟知している設置業者であり、メーカーでもあるため故障時に迅速な部品調達が可能な当該業者と随意契約により契約を締結した。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p>

業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	財政局財政部庁舎管理課
件名	さいたま市本庁舎空調用自動制御設備保守業務
履行場所	さいたま市浦和区常盤6-4-4
契約締結日	令和5年3月31日
契約の相手方名	パナソニックEWエンジニアリング株式会社 東京本部
契約金額	4,022,700円
随意契約によること とした理由	<p>本業務は、本庁舎の空調用自動制御装置の保守・点検を行う業務である。</p> <p>本庁舎の空調設備の自動制御は、空気圧式の制御方式を採用しているが古い制御方式であり、現在保守管理業務を行うにあたっては、当設備の設置業者以外の対応ができないことから、当該設備の製造・設置業者である当該業者との随意契約により契約を締結した。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p>

業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	財政局財政部庁舎管理課
件名	さいたま市本庁舎吸収冷凍機保守業務
履行場所	さいたま市浦和区常盤6-4-4
契約締結日	令和5年3月30日
契約の相手方名	荏原冷熱システム株式会社 埼玉営業所
契約金額	2,640,000円
随意契約によること とした理由	<p>本業務は、本庁舎内に設置する冷房用吸収冷凍機の保守および点検を行うものである。</p> <p>本業務の対象設備は、操作入力作業等において製造メーカー独自のソフトを採用しているため、他社による保守業務が困難なことから、製造メーカーである当該業者との随意契約により契約を締結した。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p>

業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	財政局契約管理部工事検査課
件名	さいたま市工事成績評価システムソフトウェア保守業務
履行場所	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号外
契約締結日	令和5年3月22日
契約の相手方名	株式会社ジーシーシー 埼玉支社
契約金額	1,372,800円
随意契約によること とした理由	<p>本業務は、「さいたま市工事成績評価システム」(以下、「工事成績評価システム」という。)の安定した運用を行うために、工事成績評価システムを稼働させるために開発された独自のソフトウェアである「さいたま市工事成績評価システムソフトウェア」(以下、「工事成績評価ソフト」という。)の保守業務を行うものである。</p> <p>工事成績評価ソフトは、工事成績評価システムを稼働させるために開発された独自のソフトウェアであることから、本業務を工事成績評価ソフトの開発者以外が行った場合、工事成績評価システムの動作不良や機能停止など著しい支障を生じ、対処が困難になるおそれがある。また、工事成績評価システムにトラブルが発生した場合には、迅速な対応が必要になることから、工事成績評価ソフトの開発者である株式会社ジーシーシーと随意契約を締結した。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第6号</p>

業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	財政局税務部固定資産税課
件名	不動産番号にかかる登記データと税システム(固定資産税)データ照合作業
履行場所	さいたま市浦和区常盤6-4-4 外
契約締結日	令和5年2月9日
契約の相手方名	富士通Japan株式会社 埼玉支社
契約金額	2,645,500円
随意契約によること とした理由	<p>本業務はデータ加工を含めたプログラム作成を必要としており、当該税システムの著作権を有する者以外では業務を遂行することが不可能であるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、業者を選定し随意契約とした。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p>

業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	財政局税務部固定資産税課
件名	公図管理システムデータ更新業務
履行場所	さいたま市浦和区常盤6-4-4 外
契約締結日	令和5年2月17日
契約の相手方名	株式会社パスコ さいたま支店
契約金額	支払限度額 (内訳) 2,896,520円 資料収集整理480,000円/1式 インデックス修正280円/1枚 外2種類
随意契約によること とした理由	<p>本業務は現行の公図管理システムにおけるデータ更新業務であり、当該システム著作権を有する者以外では業務を遂行することが不可能であるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、業者を選定し随意契約とした。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p>

業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	財政局税務部収納対策課
件名	さいたま市市税システム改修(オンライン催告書の督促状発行履歴確認機能追加)業務
履行場所	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号外
契約締結日	令和5年2月13日
契約の相手方名	富士通Japan株式会社 埼玉支社
契約金額	1,045,000円
随意契約によること とした理由	<p>本業務は、さいたま市市税システム(以下市税システム)に対する改修業務である。</p> <p>市税システムは、富士通Japan株式会社が著作権等を有する基本パッケージを改良し構築したものであり、今回の改修は、既存のシステムを改修及び追加して構築するものである。</p> <p>そのため、システムの著作権等を有するシステム開発者にしかなし得ない業務となり、その性質が競争入札に適さないものであるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約とした。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p>